

# 令和元年5月後期定例会 議事録

- ・開催日時 令和元年5月21日(火曜日) 9時55分～11時30分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員)中野委員長 松尾委員 内田委員  
(事務局)稲富事務局長 角田副事務局長 古沢人事主幹  
鶴澤係長 安田係長 江口係長 安心院主事

## 議事事項

### 1 令和元年5月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

### 2 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

#### 1 改正の理由

天皇の退位等に関する皇室典範特例法が施行されたことに伴い、人事院規則(特殊勤務手当)が一部改正されたことを踏まえ、警務作業手当の支給対象となる身辺警護等作業の対象者を追加する必要があるため。

#### 2 改正の内容

身辺警護等作業の対象者に、上皇、上皇后、皇嗣及び皇嗣妃を追加することとした。  
(第31条関係)

#### 3 施行期日

公布の日から施行

### 3 警務作業手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

#### 1 改正の内容

警務作業手当の身辺警護等作業について、「人事委員会が定める皇族」から文仁親王を削除する。

#### 2 適用日

通知の日から適用

#### 4 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用通知第2項第3号の規定に基づく承認について

佐賀県教育委員会教育長から、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用通知第2項第3号の規定に基づく承認申請があり、その内容について説明し、特別な事情を考慮して承認することを決定した。

なお、管理職手当を支給する校長と教頭については、学校の規模等に基づき区分を定めているが、同一の学校における校長と教頭の学校の規模等の定義が異なり分かりにくいこと、また、現行の基準が現状に合ったものとなっているのかといった指摘があり、事務局において検討するよう意見があった。

##### 【説明】

厳木高等学校の校長及び教頭について、管理職手当の区分を校長は4種、教頭は5種とするよう承認申請があり、内容を検討したところ、規模が大きい学校で人事委員会が定める基準に該当する学校と同等に取扱う必要があると認められるため、申請のとおり承認する。

#### 5 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

##### 【説明】

武雄市長、小城市長及び玄海町長から、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則第2条の規定に基づき、組織等の変更について通知があったため、所要の改正を行う必要がある。

### 報告事項

#### 1 佐賀県職員採用試験に係る検討状況について

佐賀県職員採用試験に係る検討状況について、事務局から報告した。

### その他

#### 1 行事予定について